

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則  
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第五条第一項及び第二項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則を次のとおり定め。

**第一条** この命令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

五 前各号に掲げるもののほか、当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法

(第一種指定化学物質の移動量の算出の方法)

**第三条** 法第五条第一項の第一種指定化学物質の移動量の算出の方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の移動量は、特定第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く。）にあっては特定第一種指定化學物質、ダイオキシン類にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化學物質以外の第一種指定化学物質にあっては第一種指定化學物質によって算出するものとする。

第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化學物質の量に基づき算出する方法

二 指定化物質の量に基づき算出する方法  
二 当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる種々指定化物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法  
三 製造量、使用量とする也の第一重旨定化物

二、<sup>（製造）</sup>併用量の他の第一種指定化學物質等の取扱量に関する數値と當該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化學物質の量との関係を的確に示すと認められる形式を用いて算出する方法

#### 四 溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的

五 確に推計できると認められる場合において、  
当該計算により推計される廃棄物に含まれる  
当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づ  
き算出する方法

三  
前項に付記の如きの業所の廃棄物の運搬と同様に、  
その廃棄物の処理を当該事業所の外において行  
うこととに伴い当該事業所の外に移動する第一  
種指定化学物質の量を的確に算出できると認  
められる方法

(排出量及び移動量の把握)  
**第四条** 法第五条第一項の規定による第一種指定  
化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各  
号に定めるところにより行うものとする。  
一 事業所ごとに、次に定める事項を把握する  
こと。

イ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う第一種指定化学物質（当該年度に業として取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。）において同じ。）に含有されるものを含み、特定第一種指定化学物質を除く。）であつて、その第一種指定化学物質量が一トン以上であるもの（（ハ）において「把握対象特定第一種指定化學物質」という。）の排出量及び移動量口 当該事業所においてその年度に業として取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度に業として取り扱う製品に含有されるものを含む。）であつて、その特定第一種指定化学物質量が〇・五トン以上であるもの（（ヘ）において「把握対象特定第一種指定化學物質」という。）の排出量及び移動量ハ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設が設置されている事業所（令第三条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）においては、鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第十九条第二号及び第二十条第二号の基準の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量二 下水道終末処理施設が設置されている事業所にあつては、次に掲げる事項（1） 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条第一項（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量（2） 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

(九十七号) 第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設(「へにおいて単に「処理施設」といいう。)が設置されている事業所(令第三条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。)にあっては、次に掲げる事項

(1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十一年総理府令、厚生省令第一号)第一条第二項第十四号ハ(同令第一条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排

(3) ダイオキシン類の当該施設（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府令、厚生省令第二号）第一条第三号ロの規定により水質検査を行うこととされているものに限る。）からの排出量

(4) 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

（4） 大気汚染防止法第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

处理施設が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する他の事業所（把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下において「特定その他事業所」といいう。）において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。）における当該特定その他事業所において生ずる廃棄物を処理している場合における当該特定第一種指定化学物質又は把握対象第一種指定化学物質に該当するものに限る。（2）において



規定を除く。)の施行の日(平成十四年一月十二日)から施行する。

附 則  
(令和元年二月三日財務省  
文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経

附則  
(平成一五年一月三一日内閣府・  
財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水

済産業省・国土交通省・環境省・防衛省会  
第二号)

産省・経済産業省・国土交通省・環境省令  
第一号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続における情報通じの支拂の利用に関する法律

年二月三日) から施行する。  
附 則 (平成一六年三月二六日内閣府・  
文部科学省・厚生労働省・農林水産省)

の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

財務省・文部科学省・厚生労働省・農林省・  
産省・経済産業省・国土交通省・環境省令  
第一号)

附 則（令和二年六月一二日財務省・文部科學省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令等  
一号）

附 貝 (平成十七年三月二日内閣府  
財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水  
産省・経済産業省・国土交通省・環境省令  
第一号)

附 則（令和二年二月二八日財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省会議決定）

附 則（平成二年四月一日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

**（附過措置）**この省令は公布の日から施行する。

（施行期日）  
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

う。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にある旧様式による用

（経過措置）  
平成二十二年度において特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する

附則（令和四年三月三一日財務省・文  
については、当分の間、これを取り繕つて使  
することができる。

届する法律第五条第二項の規定により行われるべき届出については、この省令による改正後の特徴化物質への排出量の算定及び管理の実施等の措置を進める上記実行規則の見直し

部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令等  
一號)

の改善の促進に関する法律施行規則の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

この省令は、令和五年四月一日から施行する。  
ただし、第四条の改正規定並びに次項及び

この省令は、水防法等の一部を改正する法律  
告示並行令第1号

令和三年度における特定化学物質の環境への影響に関する規制（以下「規制」といいます。）は、公布の日から施行する。（経過措置）

の施行の日から施行する。  
附 則（令和元年六月二八日財務省・文  
部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済

による第一種指定化學物質の排出量及び移動量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規

産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号)

の把握については、この省令による改正後の定化学物質の環境への排出量の把握等及び管

この命令は不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（4）及びヘ（3）の規定は、適用しない。

号、第三百六十九号、第三百七十二号から第三百七十四号まで、第三百八十四号、第三百八十六号、第三百九十八号、第三百九十九号、第四百二十二号、第四百二十五号、第四百三十号、第四百三十三号、第四百七十号、第四百七十八号、第四百八十三号、第四百八十八号及び第五百三号に掲げる第一種指定化学物質

（二次元コード記載欄）

ードであって  
く二次元コード記

別紙のとおり、申請者においては、当該第一種指定化学物質の取扱いに関する情報や秘訣として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の機密であって公然と知られていないもの(以下「保密情報」といいます。)に該当すると考えられます。

2 号番号の欄には令別第貿第一における該当する号の番号を記載し、対応化学物質分類名の欄には規則別貿における該当する名称を記載すること。

3 「決定番号」欄には、請求が認められた際に主務大臣から通知された番号を記載すること。また、認められた実績がない場合は記載しないこと。

- 4 別紙中の各項目について、事実を経る書類を記載すること。
- 5 諸文書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格M4とすること。

---

(3) (b) (5)

第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密情報を該当する理由

イ、第一種指定化学物質が含有される製品の構成、第一種指定化学物質が

形態及び秘密とされる情報の詳細

11. The following table shows the number of hours worked by 1000 employees in a company. Calculate the mean, median, mode and range.

□、請求に係る事業所において製造・加工する製品及び化学物質を取り扱  
状況

\_\_\_\_\_

For more information about the study, please contact the study team at 1-800-258-4929 or visit [www.cancer.gov](http://www.cancer.gov).

ハ、その他の第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、当該事業者等に知られてしまう特段の事情

Digitized by srujanika@gmail.com

イ. 隠密とされる情報を含む書面等を秘密と分かれるように適切に管理して  
取扱

400, 402

ロ、従業員等が当該情報を適切に管理する体制を設置していることの説明

11. The following table shows the number of hours worked by 1000 employees in a company. Calculate the mean, median, mode and range.

八、従業員等以外の者が当該情報を扱う場合、秘密保持契約の締結等の措

|  |
|--|
| 5. 有価証券その他の事業活動に有効な技術上の情報を有することの範囲<br>ア、契約とされる情報が事業活動に役立つと実質的に認められる<br>までの範囲                   |
| 6. 有価証券その他の事業活動に有効な技術上の情報を有することの範団<br>ア、契約とされる情報が、実際にによる改善又は特許の取得等によって既に一般に公開<br>されている場合は、その範囲 |
| 7. 法令や規制に基づき、当該情報が開示されたことのある場合は、その範囲<br>〔開示法年月日〕……〔開示法年月日〕……年 月 日                              |
| 8. その他、当該情報が分析等により容易に入手可能な状態に置かれていないことの<br>範囲  |

様式第3(第8条関係)

|       |         |
|-------|---------|
| 提出 書類 | 第 一 三 二 |
| 提出書類  | 提出書類    |
| 提出書類  | 提出書類    |

刈谷化学物質分離本部課長の簽名

年 月 日

主務大臣 殿

(氏名記入欄)

申請者 氏 名 手

(姓記入欄)

(氏名記入欄)

(法人)について名称及び代表者の氏名

特定化学物質の開発・販売事業に係る技術の譲り受けに関する法律別名稱  
項の規定により、我が国化学生産分野を維持することを請求します。

第一種別定セラミックの範囲

第二種別定セラミックの範囲

第三種別定セラミックの範囲

第四種別定セラミックの範囲

第五種別定セラミックの範囲

第六種別定セラミックの範囲

第七種別定セラミックの範囲

(機器)

(機器)より、申請者は以下に、該機器・同一機器で同一目的で同様の機器が  
異なる上で同一でないものと認められる場合の事業活動に係る技術の譲り受けについて公  
開と知られていないもの(以下「秘密技術」といいます。)に該当すると承認されます。

備考 1 第一欄は、記載しないこと。

2 第二欄は、記載しないこと。

3 第三欄は、記載しないこと。

4 第四欄は、該機器が開発された際に開示された参考書等を記載すること。

5 請求書の右端の開示の大きさは、日本語表記44となること。

|  |
|--|
| 6. 有価証券その他の事業活動に有効な技術上の情報を有することの範囲<br>ア、契約とされる情報が事業活動に役立つと実質的に認められる<br>までの範囲                     |
| 7. 有価証券その他の事業活動に有効な技術上の情報を有することの範囲<br>ア、契約とされる情報が、実際にによる改善又は特許の取得等によって既に一般に公開<br>されている場合は、その範囲   |
| 8. 有価証券その他の事業活動に有効な技術上の情報を有することの範囲<br>ア、契約とされる情報が開示されたことのある場合は、その範囲<br>〔開示法年月日〕……〔開示法年月日〕……年 月 日 |
| 9. その他、当該情報が分析等により容易に入手可能な状態に置かれていないことの<br>範囲  |

|  |
|--|
| 5. 有価証券その他の事業活動に有効な技術上の情報を有することの範囲<br>ア、契約とされる情報が事業活動に役立つと実質的に認められる<br>までの範囲                     |
| 6. 有価証券その他の事業活動に有効な技術上の情報を有することの範囲<br>ア、契約とされる情報が、実際にによる改善又は特許の取得等によって既に一般に公開<br>されている場合は、その範囲   |
| 7. 有価証券その他の事業活動に有効な技術上の情報を有することの範囲<br>ア、契約とされる情報が開示されたことのある場合は、その範囲<br>〔開示法年月日〕……〔開示法年月日〕……年 月 日 |
| 8. その他、当該情報が分析等により容易に入手可能な状態に置かれていないことの<br>範囲  |

